

第7次鳥栖市総合計画策定方針

1. 計画策定の趣旨

鳥栖市では、平成23年3月に「住みたくなるまち鳥栖―“鳥栖スタイル”の確立―」を将来都市像とした「第6次鳥栖市総合計画（基本構想及び前期基本計画）」を策定（平成28年3月には第6次鳥栖市総合計画後期基本計画を策定）し、目標年次を平成32年度と定め、将来都市像の実現に向けて各種施策を展開してきました。

また、平成27年9月には、「“鳥栖発”創生総合戦略」を策定し、「これからも、選ばれつつける鳥栖シティ！」を基本理念に掲げ、地方創生の推進にも取り組んできたところです。

計画等の策定から今日まで、全国的な少子高齢化等の進行に伴う社会保障関係経費の増大や近年頻発している地震・台風・豪雨などの自然災害への対応など、社会経済情勢には大きな変化が生じています。鳥栖市においても同様なことが言え、さらにはこれまでに整備してきた公共施設やインフラの老朽化への対応など、市を取り巻く環境は大きく変化しています。

将来にわたっては、現状、人口は増え続けているものの、今後はこれまでのような人口増が見込めないことや急速に進展する情報技術、増加する外国人住民やインバウンドなど想定される環境の変化も見据えていかなければなりません。

鳥栖市としてこのような環境の変化等を踏まえながら、多様化するニーズに応え、持続可能な発展を遂げるべく、総合的かつ計画的にまちづくりを進める必要があります。現計画の第6次鳥栖市総合計画を振り返り、その課題等を踏まえて、第7次鳥栖市総合計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

総合計画は、まちづくりの基本理念、方向性、将来都市像など市の将来ビジョンを表すとともに、総合的かつ計画的な行政運営を行う指針として位置付けてきました。また、各種個別計画を策定する際には、総合計画との全体的な統一性・整合性を図ることとしています。

このため、第7次鳥栖市総合計画につきましても、引き続き市の進むべき方向性を明らかにし、計画的なまちづくりを進めていく上での今後の市政運営の指針として位置づけることとします。

3. 計画策定に当たっての基本姿勢、基本的な視点

（1）基本姿勢

① 誰にもわかりやすい計画づくり

市民（地域）、各種団体、事業者、行政がまちづくりの課題や方向性を共有し、まちづくりに取り組んでいくために、市民の目線に立った、分かりやすい内容等に努めるなど、誰にもわかりやすい計画づくりに努めます。

② 市民等の参画による計画づくり

行政と市民等との協働による計画づくりとなるよう、多様な市民等参加の機会を設け、市民等の意見の反映に努めます。

③持続可能な行財政運営の推進を図る計画づくり

少子高齢化等に伴う社会保障関係経費の増大、近年頻発している地震・台風・豪雨などの自然災害やこれまでに整備してきた公共施設やインフラの老朽化への対応など市を取り巻く環境の変化を踏まえながら、将来にわたって市民サービスの提供を安定的に継続させるとともに、より効果的で効率的な行財政運営を進めるための計画策定に努めます。

④各種計画等と連動、整合する計画づくり

計画策定においては、各種個別計画との連動、整合を図りながら策定に取り組んでいきます。

(2) 基本的な視点

①地方創生の推進

現在、本市は人口増が続いているものの今後はこれまでのような人口増が見込めないことから、安定した人口構造を保ち、人口を維持しながら将来にわたって活力ある地域社会を維持していく必要があります。

②安全安心なまちづくり

近年頻発している地震・台風・豪雨などの自然災害は市民生活等に長期間にわたり、直接的に影響を及ぼすことから、被害等を最小限に抑える取組が求められており、その対応に取り組んでいく必要があります。

また、公共施設や道路、橋梁、上下水道施設などインフラの老朽化対策も喫緊の課題となっており、安全安心の確保に向け、各種施設の機能維持に取り組んでいく必要があります。

③社会情勢等の変化への対応

急速に進展する情報技術、増加する外国人住民やインバウンドなど今後想定される社会変化に対応していく必要があります。また、「持続可能な開発目標（SDGs）」に掲げられる17の目標及び取組の内容を、地方創生に資する鳥栖市による取組として総合計画と関連付け、その推進を図ることができるよう取り組んでいく必要があります。

4.計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。

(1) 基本構想：10か年（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）

鳥栖市の将来ビジョンを表すものとして、まちづくりの基本理念、方向性、将来都市像、目標人口等、政策目標を明らかにしたものです。

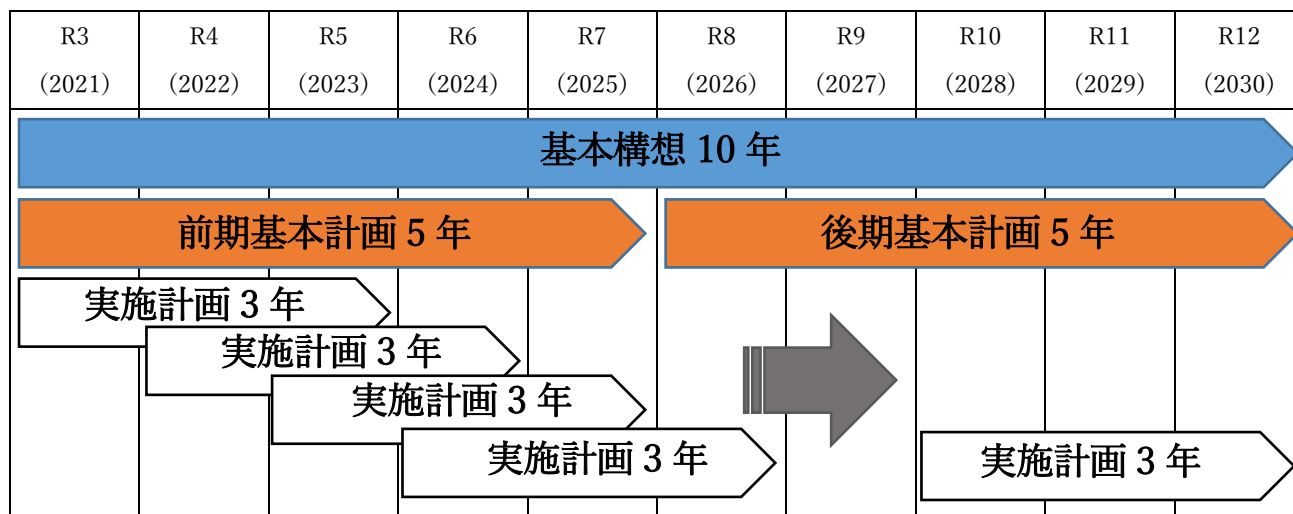
(2) 基本計画：5か年（前期：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

（後期：令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）

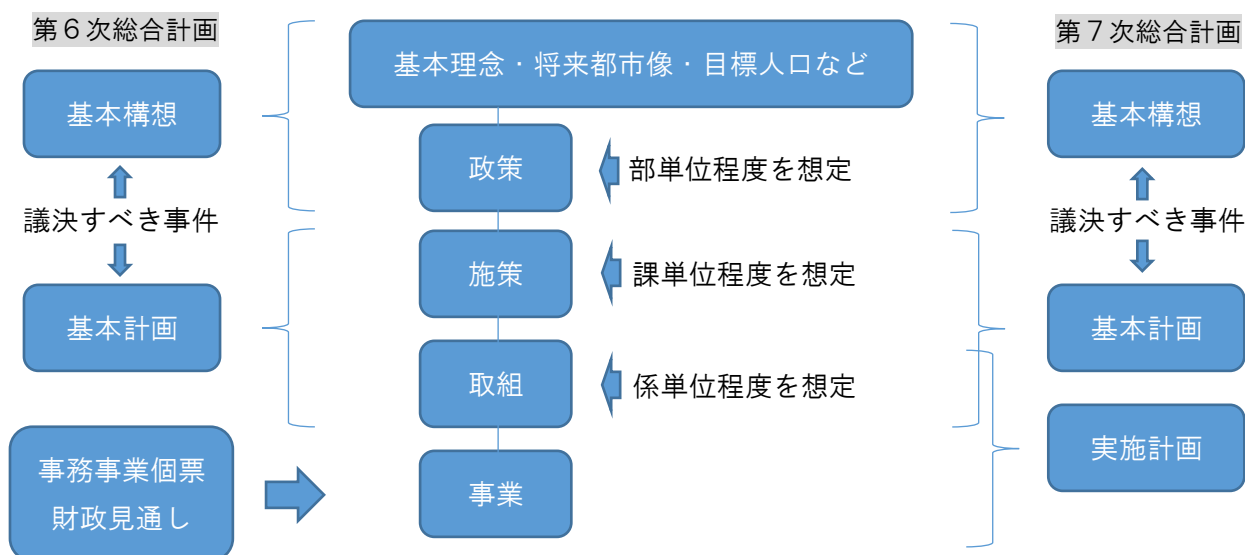
基本構想に位置付ける将来都市像等を実現するために、各政策目標の各種施策を体系化し、具体的に明らかにしたものです。

(3) 実施計画：3か年（毎年度、ローリング方式により見直し）

基本計画に位置付ける各種施策に関して具体的な取組、事業を示したものです。取組等の方向性、具体的な内容、概算事業費などを一体的に表示します。



※体系のイメージ



5. 計画策定の体制

(1) 鳥栖市総合計画委員会（庁内）

鳥栖市総合計画委員会規定に基づき設置し、会長（副市長）、委員（各部長及び教育次長）で構成します。総合計画に関する基本構想及び基本計画の策定等に際し、方針・内容の協議・検討を行います。

また、専門的事項も検討を行うため下部組織として専門部会を設置します。

(2) 鳥栖市総合計画審議会

鳥栖市総合計画審議会条例に基づき設置し、総合計画に関する必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議し意見等を答申します。委員は市民・団体の代表者、学識経験を有する者で組織し、18人以内とします。委員の任期は2年。（当該諮問に係る審議が終了したときは解任されます。）

(3) 鳥栖市議会

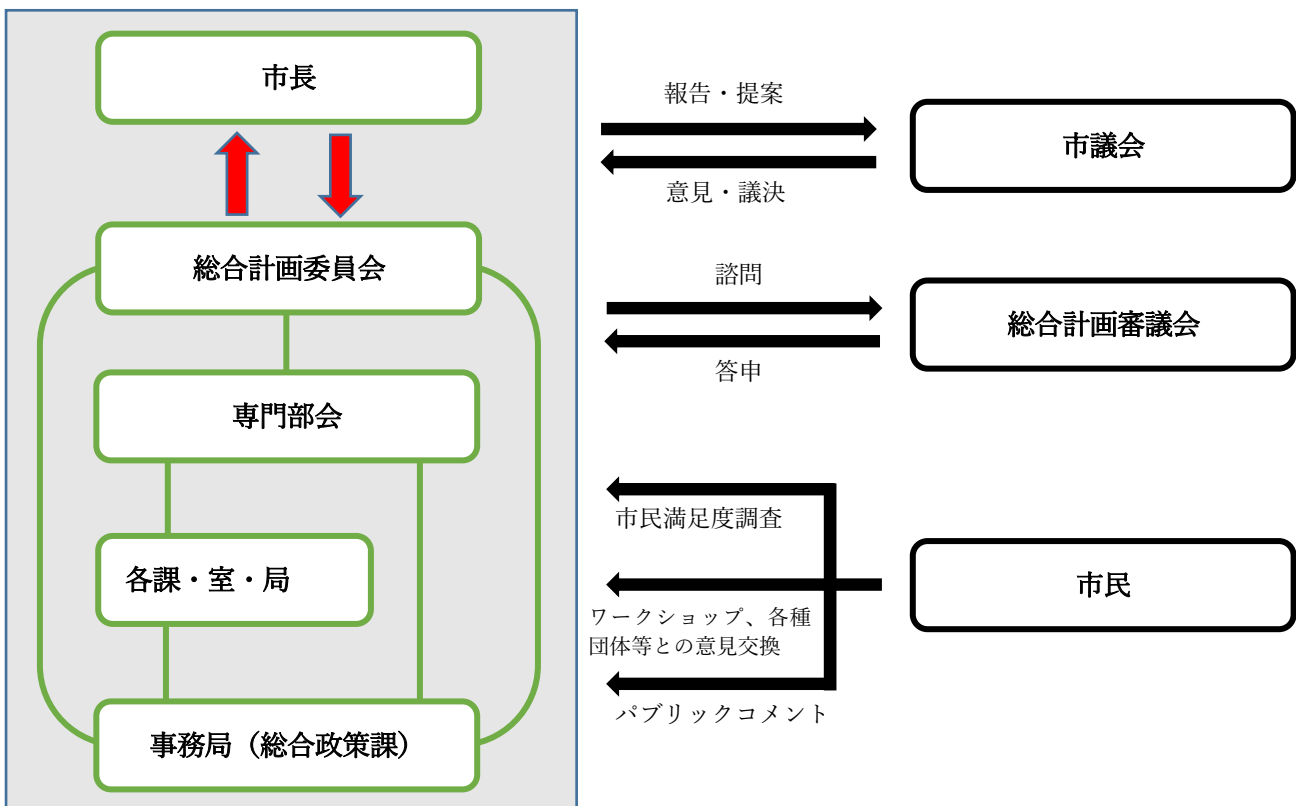
平成 23 年 5 月の地方自治法の改正により、総合計画の議会議決義務が廃止され、策定の可否は市の判断によることとなりましたが、鳥栖市においては平成 26 年 9 月に鳥栖市の議決すべき事件に関する条例が制定されましたので、基本構想及び基本計画の策定等については議会の議決をもって策定します。

また、総合計画の策定状況について、適宜、市議会へ報告を行います。

(4) 市民意見の反映

市民満足度調査、地区別等のまちづくりワークショップ、都市計画マスタープランまちづくり座談会（平成 30 年 10～12 月実施）等を活用し、市民意向を把握するとともに、パブリックコメントを通じ広く意見を反映します。

<策定体制図>



6. 計画策定のスケジュール

令和元、2 年度の 2 か年で策定します。

令和元年度：基礎調査の実施・分析、各種団体等との意見交換、市民ワークショップの開催、基本構想及び基本計画の検討

令和 2 年度：基本構想及び基本計画の検討、総合計画審議会の随時開催（諮問及び答申）、パブリックコメントの実施、市議会への上程（基本構想・基本計画）、総合計画の公表

※ 2 か年を通して総合計画委員会及び専門部会については必要に応じ随時開催いたします。

※ 詳細については別紙のとおり